

令和3年度 定期総会資料

松阪中央  
住民協議会

期日 令和3年6月4日(金)

# 令和3年度 松阪中央住民協議会

## 定期総会議案

- 議案 第1号 令和2年度 事業報告について  
令和2年度 収支報告について  
令和2年度 会計監査報告について
- 議案 第2号 松阪中央住民協議会会則  について
- 議案 第3号 役員を選任について
- 議案 第4号 令和3年度 事業計画  について  
令和3年度 収支予算  について

## 令和2年度事業報告

<役員会> 山川会長

- 4月30日 第11回役員会 コロナウイルス感染対策のため書面議決
- 5月10日 第12回役員会 コロナウイルス感染対策のため書面議決
- 5月29日 定期総会 コロナウイルス感染対策のため書面議決
- 6月5日 臨時持ち回り役員会 コロナウイルス感染対策のため書面議決
- 6月18日 住民協議会中央ブロック会長会議 花岡公民館にて
- 6月29日 第1回役員会 各部会報告
- 7月11日 松阪市地域防災シンポジウム コミュニティ文化センターにて
- 7月30日 第2回役員会 各部会報告
- 8月1日 自主防災組織リーダー研修 松阪庁舎にて
- 8月31日 第3回役員会 各部会報告
- 9月7日 住民自治協議会設立準備委員会
- 9月28日 第4回役員会 各部会報告 10月1日より事務局員新規採用
- 9月29日 住民自治協議会設立実務研修
- 10月27日 第2回住民協議会事務局員研修
- 10月29日 第5回役員会 各部会報告
- 11月30日 第6回役員会 各部会報告
- 12月6日 防災訓練 第一小学校にて
- 12月18日 第3回住民協議会事務局員研修
- 12月25日 第7回役員会 各部会報告
- 1月8日 松阪市住民自治協議会連合会 第1回役員会報告
- 1月25日 第8回役員会 各部会報告
- 2月19日 第4回住民協議会事務局員研修
- 2月22日 第9回役員会 各部会報告
- 3月22日 第10回役員会 各部会報告
- 4月16日 会計監査
- 4月26日 第11回役員会 各部会報告
- 5月24日 第12回役員会 定期総会について

<安全安心部会> 飯田部会長

4月6日 第一小学校入学式 新入学一年生へヘルメット贈呈

12月6日 防災訓練実施

交通安全協会では定例の運営委員会・常任委員会・理事会が開催されている。

毎月の交通安全の日には、各自治会の交通指導委員が、通学児童の見守りと交通指導を行う。

<健康福祉部会> 山田大路部会長

4月15日 役員会

5月12日 役員会

5月27日 総会(中止)

6月18日 役員会

7月29日 役員会

8月4日 るんるん会(中止)

8月17日 役員会

9月9日 役員会

9月15日 高齢者へ赤飯弁当配食 (対象・75才以上ひとり暮らし・80才以上ふたり暮らし)  
高齢者へ名札(緊急安心カード)の配布

11月10日 お楽しみ会(中止)

交通安全教室(中止)

お楽しみ会不参加者慰問(中止)

12月 施設見学(中止)

1月12日 役員会

2月1日 役員会

2月8日 } 地域福祉教育活動(花いっぱい運動)第一小学校・第一保育園・白鳩保育園へ花を贈る  
3月1日 }

3月10日 高齢者へちらし寿司配食(対象・75才以上ひとり暮らし・80才以上ふたり暮らし)  
高齢者へ非常食(アルファ米)の配布

3月23日 役員会

<まちづくり部会> 歩いて楽しい道づくり実行委員会

\*ゾーン30計画部会 加藤部会長

- 5月20日 第1回部会 コロナウイルス感染対策のため中止
- 7月15日 第2回部会 ゾーン30周知看板の設置について
- 9月16日 第3回部会 ゾーン30周知看板の設置について
- 11月18日 第4回部会 ゾーン30啓発看板設置状況について
- 1月20日 第5回部会 過去の活動実績から今日まで
- 3月17日 第6回部会 ゾーン30エリア追加について

\*歴史・文化・観光部会 世古部会長

コロナ禍により活動中止 三珍花ホームページ運営

<自治部会> 第一小学校地区自治会連合会 荒井 正裕

- 4月23日 愛宕川・神道川を美しくする会常任委員会
- 5月22日 松阪市自治会連合会定期総会（中止）書面
- 5月28日 愛宕川・神道川を美しくする会 定期総会（中止にて書面決議）
- 6月24日 松阪市自治会連合会 定期総会
- 6月29日 防犯灯・掲示板設置補助金配分の協議
- 7月20日 愛宕川・神道川を美しくする会常任委員会
- 7月31日 自治連・防犯・交通安全合同研究会及び交通安全研究会
- 8月 1日 防災リーダー研修会参加
- 8月24日 愛神会全体会議「愛宕川・神道川を美しくする会」全体会議、松阪の未来を語る会
- 8月31日 国勢調査 指導員選出（4名）
- 9月 6日 愛宕川・神道川を美しくする会 一斉清掃（台風接近のため中止）
- 9月 7日 松阪市住民自治協議会に関する合同報告会
- 9月28日 三重県への要望について協議（本年はしない）
- 11月18日 松阪市自治会連合会 臨時総会
- 11月26日 中央第一ブロック会議（松阪中央、花岡、幸）
- 11月30日 市自治連交通安全研修会体験型研修会
- 12月 2日 中央第一ブロック代表選出
- 3月22日 防犯灯及び掲示板設置補助金関係終了
- 4月 1日 令和3年度松阪市住民自治協議会連合会設立総会参加（2名）

<公民館部会> 松阪市第一公民館 館長 濱田 和男

\* 毎月「公民館だより」発行 住民協議会の活動内容を掲載

\* 毎月第3木曜日午後1時30分より「お茶のみ話の集い」を開催

- 6月11日 常任委員会運営委員会（書面議決）
- 6月24日 第2の人生かがやき塾
- 7月30日 第2の人生かがやき塾
- 8月26日 料理教室
- 8月31日 第2の人生かがやき塾
- 9月29日 歌の教室
- 10月13日 健康づくり講座 第一校区歴史再発見ウォーキング
- 10月30日 健康づくり講座 新型コロナに負けず冬を元気に過ごすために
- 11月25日 料理教室
- 11月30日 晩秋のコンサート（ブーケ・デ・トーン）
- 12月 1日 手芸教室
- 12月 7日 公民館大掃除
- 12月 8日 元気まるごと教室
- 12月15日 元気まるごと教室
- 12月23日 元気まるごと教室
- 1月27日 料理教室
- 1月29日 歌の教室
- 2月12～14日 公民館まつり作品展示会へ出品（藤手芸）
- 3月 9日 常任委員会運営委員会 中止にて書面報告
- 3月23日 尺八と三味線の演奏とトーク（安濃津結喜会）
- 3月24日 料理教室

# 令和2年度 決算報告書

松阪中央住民協議会  
令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 収入の部


科 目	予 算 額	決 算 額	収 入 内 訳
繰 越 金	670,023	670,023	
松 阪 市 交 付 金	1,735,000	1,735,000	松阪市住民協議会活動交付金
松 阪 市 交 付 金	7,000	7,000	ふるさと応援寄付金加算額
松 阪 市 交 付 金	436,000	436,000	地域敬老事業推進特別交付金
雑 収 入	10	10	受取利息
合 計	2,848,033	2,848,033	

## 支出の部

科 目 (部 会 名)	予 算 額	決 算 額	支 出 内 訳
役 員 会	1,225,464	1,337,495	
安全安心部会	110,000	117,959	
健康福祉部会	130,000	130,000	
まちづくり部会	772,569	169,868	
自 治 部 会	270,000	250,000	
公民館(子育て)部会	340,000	182,710	
合 計	2,848,033	2,188,032	

収 入                      支 出                      次年度へ繰越金額  
 2,848,033円    -    2,188,032円    =    660,001円

監査の結果、関係帳簿・証拠書類は正確であり適正に会計が執行されたことを認めます  
 令和3年4月16日

監査 世古 潤壹良 

監査 奥出 昭人 

役員会 会計報告

令和2年度

単位 (円)

内 訳	収 入	支 出
繰越金	107,454	
活動交付金	682,000	
活動交付金 (地域敬老事業推進特別交付金)	436,000	
受取利息	4	
104地域敬老事業		443,300
食糧費 会議用お茶、防災訓練昼食		24,542
消耗品費		26,382
広告料		13,200
備品購入費 椅子、パソコン		158,357
通信費		9,352
振込手数料		550
事務職員給与		600,000
超過手当 10月～3月		60,000
労災保険料		1,812
安心安全部会へ振替		7,959
まちづくり部会より	40,132	
自治部会より	20,000	
公民館部会より	157,290	
合 計	1,442,880	1,345,454
繰越金		97,426

安全安心部会 会計報告

令和2年度

単位 (円)

内 訳	収 入	支 出
活動交付金	110,000	
205 防災訓練記念品		68,613
205 消耗品費		18,461
206 第一小学校新入生ヘルメット 24個分		30,885
役員会より振替	7,959	
合 計	117,959	117,959
繰越金		0



## 健康福祉部会 会計報告

令和2年度

単位 (円)

内 訳	収 入	支 出
活動交付金	130,000	
308 敬老事業		90,000
309 一人暮らしに配食		30,000
311 その他の福祉を推進するための事業		10,000
合 計	130,000	130,000

繰越金

0

## まちづくり部会 会計報告 令和2年度

単位 (円)

内 訳	収 入	支 出
繰越金	562,569	
活動交付金	210,000	
受取利息	6	
416 消耗品費		87,420
416 通信費		840
416 会議用お茶		6,624
427 備品 ロッカー		25,410
427 サーバー使用料、ドメイン更新料		47,344
427 振込手数料		550
427 通信費		1,680
101 役員会へ振替		40,132
合 計	772,575	210,000

繰越金

562,575

自治会部会 会計報告

令和2年度

単位 (円)

内 訳	収 入	支 出
活動交付金	270,000	
517 LED防犯灯設置改修事業		250,000
役員会へ振替		20,000
合 計	270,000	270,000

繰越金

0

公民館部会 会計報告

令和2年度

単位 (円)

内 訳	収 入	支 出
活動交付金	340,000	
620 公民館全般		85,000
621 青少年健全育成・幼児育成支援		29,996
624 地区体育祭		38,046
625 クラブ発表会		29,668
役員会へ振替		157,290
合 計	340,000	340,000

繰越金

0

## 松阪中央住民協議会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、松阪中央住民協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、地区内の住民等が身近な問題を自主的に解決し、地域の特性を生かして元気で安全・安心なまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。  
このため、必要な提言・提案を市当局に提供し、協働して課題の解決に努める。

#### (区域)

第3条 協議会の区域は、魚町、中町、本町、殿町、日野町、京町、京町一区、新座町、末広町一丁目、湊町ローレルコート の範囲（以下「松阪中央地区」という。）とする。

#### (事務所)

第4条 協議会の事務所を、松阪市殿町1310番地2 第一公民館に置く。

#### (構成)

第5条 協議会の構成員は、松阪中央地区に居住する住民及び松阪中央地区で活動する自治会をはじめ各種団体、事業所等とする。

#### (組織)

第6条 協議会は、総会、役員会、部会をもって構成する。  
2 協議会に事務局を置く。  
3 協議会に監査監事を置く。

#### (事業)

第7条 協議会は、第2条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 松阪市との基本協定に関する業務
- (2) 地域計画の策定に関する事業
- (3) 地域防災、防犯、交通安全に関する事業
- (4) 地域福祉、健康づくり等に関する事業
- (5) 生涯学習をはじめとする公民館活動に関する事業
- (6) 青少年健全育成に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 地区住民の交流に関する事業

- (9) 歴史、文化、伝統継承に関する事業
- (10) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (11) 住環境整備に関する事業
- (12) その他、協議会の目的達成のため必要な事業

## 第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。なお、副会長は、書記、会計、事務局長、予算執行役を兼ねることができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 予算執行役 1名
- (7) 監事 2名

2 上記の役員の外、会長の指名により、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する
- (4) 会計は、協議会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する
- (5) 事務局長は、協議会全体の事務を統括する
- (6) 予算執行役は、会計を補佐する
- (7) 監事は、協議会の会計等の執行状況及び資産状況を監査する

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は40名以内とし、代議員の選出については、協議会を構成する別表1に表記した各自治会及び各種団体からそれぞれ2名以内を選出する。
- 3 代議員は、構成員を代表して、総会における議決権を有する。
- 4 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
  - (1) 会長が必要と認めた場合
  - (2) 役員の過半数から開催目的を示して請求があったとき
  - (3) 代議員の過半数から開催目的を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 臨時総会の請求があった場合は、30日以内に会長がこれを招集する。
- 3 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

(総会の成立)

第16条 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(総会の書面決議)

第18条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、協議会の議決機関であり、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 地域計画の策定に関する事
- (2) 事業計画及び予算の決定並びに、事業報告及び決算の承認に関する事
- (3) 会則の改廃に関する事
- (4) 役員決定に関する事
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

(総会の公開)

第20条 総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権を有しない。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は第8条に定める役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第22条 役員会は会長が必要に応じ、これを招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要な事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 部会

(部会の構成)

第24条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 安全安心部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 公民館部会
- (4) まちづくり部会
- (5) 自治会部会

2 部会は、構成員より選出された者で構成する。

3 各部会の構成する者の中から部会役員として部会長1名、副部会長2名、書記1名、会計1名を選出する。

4 各部会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会の役割)

第25条 部会は、第2条の目的を達成するため事業の企画、調整及び執行を担う。

(部会の招集)

第26条 部会の会議は、部会長が必要に応じ、これを招集する。

(部会の協議事項)

第27条 部会は、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること

- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は基本協定書に関すること
- (4) その他部会運営等に関すること

## 第6章 会計及び監査

(経費)

第28条 協議会の経費は、市交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第29条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第30条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第31条 監事は、会計年度終了後速やかに監査を実施し、その結果を総会に報告する。

(委任)

第32条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(役員報酬等)

第33条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この会則は、令和3年6月4日から施行する。

- 1 この会則は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

(権利等の承継)

- 2 松阪市住民協議会条例に基づく松阪中央住民協議会に係る一切の権利、財産等は、松阪市地域づくり組織条例に基づく松阪中央住民協議会が継承するものとする。

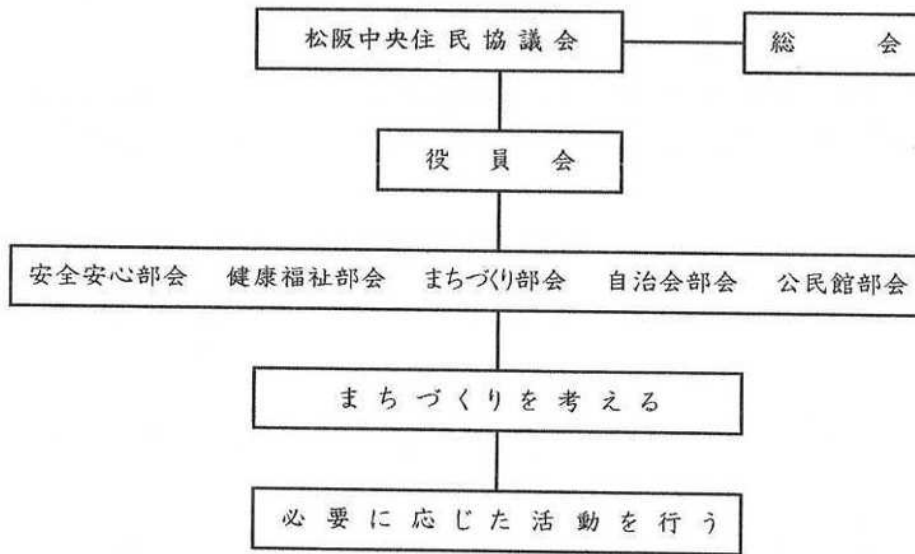
(松阪中央住民協議会規約の改廃)

- 3 松阪中央住民協議会規約は、廃止する。

## 令和3年度 松阪中央住民協議会 組織図

### <理念と目的>

- ◇自主的・自立的な活動を目指す(実行性)
- ◇特技・知識・技術を活かし、地域に貢献を目指す(独創的)
- ◇地域住民の連携を図り、住民自治の拡充を目指す(協力)
- ◇創意工夫を凝らし、独創的な活動を目指す(創造性)
- ◇特定の個人や団体の利益、利便性を追求しない(違反性)
- ◇地域住民、団体、学校等との連携を目指す(絆)
- ◇地域の問題に、市と一緒に解決を目指す(協働性)
- ◇活動のあり方等を共通認識と合意をもって進める(共通性)



総 会 → 構成員……………<代議員> 40名以内【代議員の選出】(会則第13条関連)

会則第3条の定める区域内の10自治会および各種団体《交通安全協会・自主防災組織 消防団・地区福祉会・民生児童委員協議会・老人会・子ども会・公民館青少年健全育成会・商店街・NPO団体》から、それぞれ2名以内を選出する。

役 員 会 → 構成員……………会長 1名 ・副会長 10名 ・書記 1名 ・会計 1名  
事務局長 1名 ・予算執行 1名 ・監査 2名

自治会部会 → 構成員……………10自治会長

公民館部会 → 構成員……………館長 ・主事 ・各委員

まちづくりを考える……………内容として、住民協議会の全体の事案を計画する。(各項目にリーダーを置く)

必要に応じた活動を行う……………上記の“まちづくりを考える”部会で、企画された事柄を実行に移す。  
(各項目にリーダーを置く)



## 松阪中央住民協議会役員名簿

令和3年度

役 職 名	名	前
会 長	山川 良樹 (京町)	
副 会 長	荒井 正裕 (新座町)	
	飯田 佳夫 (本町)	
	加藤 文基 (魚町)	
	小森 明 (中町)	
	田中 力 (末広一丁目)	
	中村 多喜子 (湊町ローレルコート)	
	濱田 和男 (公民館長)	
	松本 幸夫 (日野町)	
	宮本 浩 (京町一区)	
	山田大路 信久 (殿町)	
書 記	濱田 和男 (公民館長)	
会 計	荒井 正裕 (新座町)	
事 務 局 長	鈴木 忠司 (新座町)	
予 算 執 行	山田大路 信久 (殿町)	
監 査	奥出 昭人 (スポーツ推進委員)	
	杉内 晴久 (消防団)	

## 令和3年度 松阪中央住民協議会 事業計画書

区	分	番号	事業名
役員会		101	・協議会運営
		102	・広報活動に関すること
		103	・地域計画の策定に関することなど
		104	・地域敬老事業推進
安全安心部会		205	・防災避難訓練・防災器具の整備点検
		206	・交通安全の対策と指導
		228	防災訓練の啓発
健康福祉部会		307	・三世代ふれあい事業
		308	・高齢者の敬老に関する事業
		309	・高齢のひとり暮らしの方に配食
		310	・ひとり暮らし高齢者お楽しみ会
		311	・地域高齢者見守り交流事業・小学校保育所へ花を配布
まちづくり部会		412	・住民の協働による地域振興に関すること
		413	・史跡や地域資源を活用する事業
		414	・住環境を改善する事業
		415	・環境美化を推進する事業
		416	・歩いて楽しい道づくり(ゾーン30計画)
		427	・市民文化遺産保存活用事業(歩いて楽しい道づくり)
自治会部会		517	・防犯灯及び掲示板設置に関する調整
		518	・住民協議会連合会との連携と調整
		519	・各自治会との連携と調整
公民館部会		620	・公民館全般に関すること
		621	・青少年の健全育成および幼児の育成支援
		622	・ふれあいスポーツ大会
		623	・月見おどり
		624	・地区体育祭
		625	・クラブ発表会

## 令和3年度 収支予算書

松阪中央住民協議会

### 収 入

科 目	予 算 額	内 訳
繰 越 金	660,001	令和2年度繰越金
住民協議会活動交付金	2,170,000	
ふるさと応援寄付金加算額	14,000	
雑収入	10	普通預金受取利息
収 入 合 計	2,844,011	

### 支 出

部 会 名	予 算 額	活動交付金充当	事業番号	
役員会	1,274,430	1,177,000	101~104	事務職員給与600,000円含む
安全安心部会	124,000	124,000	205~206・228	
健康福祉部会	130,000	130,000	307~311	
まちづくり部会	715,581	153,000	412~416・427	
自治会部会	260,000	260,000	517~519	
公民館部会	340,000	340,000	620~625	
支 出 合 計	2,844,011	2,184,000		

## 部会別収支予算書

令和3年度

部 会 名	予 算 額	活動交付金充当	事業番号	事 業 名
役員会	804,430	707,000	101	協議会運営
	20,000	20,000	102	広報活動に関すること
	20,000	20,000	103	地域計画の策定に関すること
	430,000	430,000	104	地域敬老事業推進
小 計	1,274,430	1,177,000		
安全安心部会	80,000	80,000	205	防災避難訓練・防災器具の整備点検
	30,000	30,000	206	交通安全の対策と指導
	14,000	14,000	228	防災訓練の啓発
小 計	124,000	124,000		
健康福祉部会	10,000	10,000	307	三世代ふれあい事業
	90,000	90,000	308	高齢者の敬老に関すること
	10,000	10,000	309	高齢のひとり暮らしの方に配食
	10,000	10,000	310	ひとり暮らしの高齢者お楽しみ会
	10,000	10,000	311	地域高齢者見守り交流事業・小学校保育所へ花を配布
小 計	130,000	130,000		
まちづくり部会	2,000	2,000	412	地域住民の協働による地域振興に関すること
	2,000	2,000	413	史跡や地域資源を活用する事業
	2,000	2,000	414	住環境を改善する事業
	2,000	2,000	415	環境美化を推進する事業
	189,036	95,000	416	歩いて楽しい道づくり（ゾーン30計画）
	518,545	50,000	427	市民文化遺産保存活用事業（歩いて楽しい道づくり）
小 計	715,581	153,000		
自治会部会	250,000	250,000	517	防犯灯及び掲示板設置に関する調整
	5,000	5,000	518	松阪市自治会連合会との連携と調整
	5,000	5,000	519	各自治会との連携と調整
小 計	260,000	260,000		
公民館部会	155,000	155,000	620	公民館全般に関すること
	30,000	30,000	621	青少年の健全育成および幼児の育成支援
	40,000	40,000	622	ふれあいスポーツ大会
	30,000	30,000	623	月見おどり
	40,000	40,000	624	地区体育祭
	45,000	45,000	625	クラブ発表会
小 計	340,000	340,000		
支 出 合 計	2,844,011	2,184,000		

松 阪 中 央 住 民 協 議 会

515-0073 松阪市殿町1310-2 松阪市第一公民館内

電話 0598-23-4265